

令和7年度第5回新潟地方最低賃金審議会

令和8年3月18日(水)

午後2時00分～

新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金改正の意向表明
- (2) 令和7年度 各種最低賃金周知広報実施状況報告
- (3) 令和8年度 審議会日程
- (4) 令和8年度 実地視察
- (5) その他

3 閉 会

令和7年度 第5回 新潟地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No.1 特定最低賃金の改正に関わる意向表明

○新潟県各種商品小売業最低賃金

○新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

○新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業最低賃金

資料No.2-1 令和7年度 各種最低賃金周知広報実施状況

2-2 第21回（令和7年度）新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト入賞作品

2-3 新潟県最低賃金ポスター

2-4 新潟県最低賃金リーフレット

資料No.3 令和8年度 新潟地方最低賃金審議会日程(案)

資料No.4 労働組合要請書

○新潟県労働組合連合会・レインボーユニオン・えちごユニオン

（新潟地方最低賃金審議会長あて「最低賃金に関わる要請書」令和8年2月26日受理）

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

- ・新潟県各種商品小売業最低賃金
- ・新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
- ・新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2026年2月20日

新潟労働局

局長 福岡 洋志 殿

新潟県 区新光町6-2
日本労働 会新潟県連
小林 俊

新潟県新 1-3-30
U.A. テルビル3階
支部
飛田 博

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2. 当該特定（産業別）最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の理由

新潟県内の当該産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

4. 申出の時期

概ね6月下旬を目途とする

以上



2026年2月19日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

新潟県新潟市中央区新光町 6-2

日本労働
新潟県連
会 長

夫

新潟県新潟市中央区新光町 6-2

自動車結
議 長

会
男

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

3. 申出の理由

新潟県内の当該産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の 3 分の 1 以上の合意を得て申出することとしている。

4. 改正の申出の時期

概ね 6 月下旬を目途とする。



以上

2026年 2月 18日

新潟労働局長
福岡 洋志 殿

新潟県新潟市中央区新光町6-2
日本労働組合連合会新潟県連合会
会長 小林 俊

新潟県新潟市中央区新光町6-2
電機連合新潟地方協議会
議長 永井 研

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の理由

当該産業における賃金に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している。

4. 改正の申出の時期

概ね6月下旬を目途とする。



以上

ポスター等による広報（デジタルサイネージ）



JR 新潟駅 東側



佐渡汽船ターミナル



JR 燕三条駅



JR 白山駅

第21回(令和7年度)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト入賞作品

最優秀賞

(新潟地方最低賃金審議会長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 樋口 楓汰さん

特別賞

(新潟県産業労働部長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 原 小葉さん

優秀賞

(新潟労働局長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 下地 夏実さん



新潟ビジネス専門学校 星野 聖奈さん



新潟県立新潟商業高等学校 後藤 琉渚さん



新潟県立新潟商業高等学校 小山田 にこさん

新潟県最低賃金

時間額

1,050円

パートも！アルバイトも！

効力発生年月日 令和7年10月2日

第21回(令和7年度)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 コンピュータグラフィックデザイン科 樋口 楓汰さん

特定最低賃金

自動車(新車)、自動車部分品・
附属品小売業

時間額 **1,053円**

効力発生年月日
令和7年
12月14日

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)

令和7年10月2日から新潟県最低賃金が適用

時間額 **1,050円**

上記の特定最低賃金(時間額1,006円)は令和7年度に改正されないため、この額を上回る「新潟県最低賃金(時間額1,050円)」が適用されます。

各種商品小売業

(衣食住にわたる商品を小売する)
百貨店、総合スーパー等

令和7年10月2日から新潟県最低賃金が適用

時間額 **1,050円**

上記の特定最低賃金(時間額932円)は令和7年度に改正されないため、この額を上回る「新潟県最低賃金(時間額1,050円)」が適用されます。

◎新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。
◎特定最低賃金には年齢(18歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。 ◎業種分類は日本標準業分類に基づいたものです。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または
新潟労働局賃金室(☎025-288-3504)まで

賃金引上げを支援する助成金、賃金制度の改善の無料相談
のお問い合わせは、新潟働き方改革推進支援センター
(☎0120-009-229)まで

新潟労働局ホームページ



新潟労働局では、定期的にSNSで
情報配信しています。

LINE



X
(旧 Twitter)



YouTube



新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
	時間額 1,050 円	新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用 (パート・アルバイト・臨時・嘱託等、どのような雇用形態の方も含まれます。また、下記の特定最低賃金が適用除外となる方も含まれます。)	7. 10/2

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	時間額 1,053 円	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	7. 12/14
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 (電球製造業及び 電気計測器製造業を除く)	新潟県最低賃金額が、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額(1,005円)を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の 1,050円 が適用されます。		
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売 する百貨店、総合スーパー等)	新潟県最低賃金額が、各種商品小売業最低賃金額(932円)を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の 1,050円 が適用されます。		

※ 業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。また、次の賃金は対象になりません。

1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3. 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境・均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。

・賃金上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進支援センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室または最寄りの**労働基準監督署**まで
 (Tel. 025-288-3504) (新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

新潟労働局ホームページ



令和8年度 新潟地方最低賃金審議会日程(案)

月日	曜日	本 審	会 場		専門部会	会 場
7月2日	木	第1回 14:00～ (公益委員会議 13:20～)	2F 労働局会議室	①県最賃の改正諮問 ②運営規程 ③実地視察結果報告		
～						
7月29日	水	第2回 14:00～ (公益委員会議13:20～)	2F 労働局会議室	①改正決定に係る意見聴取 ②地域別最低賃金改正の目安伝達 ③基礎調査結果報告	16:00～ (公益委員会議15:30～) 第1回 ①部会長・代理の選出 ②運営規程 ③労使考え方	2F 労働局会議室
7月30日	木					
7月31日	金				14:00～ (公益委員会議13:20～) 第2回 ①金額審議	2F 労働局会議室
～						
8月3日	月				14:00～ (公益委員会議13:20～) 第3回 ①金額審議	2F 労働局会議室
8月4日	火					
8月5日	水	第3回 14:00～ (公益委員会議13:20～)	2F 労働局会議室	①専門部会報告 ②答申 ③特賃必要性諮問・答申 ④特賃改正諮問	第4回 9:30～ (公益委員会議9:00～) (予備) ①金額審議	2F 労働局会議室
～						
8月20日	木			異議申出締切(答申公示8/5)		
8月21日	金	第4回 10:00～ (公益委員会議 9:20～)	2F 労働局会議室	①異議諮問・答申		
～						
3月10日 から 3月12日	火 木	第5回 14:00～ (公益委員会議 13:20～)	2F 労働局会議室	①特賃意向表明		

※10月1日(木)を法定発効日とする場合の答申要旨の公示期限は、8月5日(水)である。

実地視察については、6月実施を検討。

労働組合要請書

- 1 新潟県労働組合連合会・レインボーユニオン・えちごユニオン
(新潟地方最低賃金審議会長あて「最低賃金に関わる要請書」令和8年2月26日受理)

2026年2月26日

新潟地方最低賃金審議会

会長 長谷川 雪子 様

新潟県労働組合総連合

議長 寺崎 洋子

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

えちごユニオン

執行委員長 小山 一郎

(公印省略)



最低賃金に関わる要請書

2025年新潟地方最低賃金の改定以降の情勢を踏まえ、以下のとおり要請します。

1. 厚生労働省は、2月9日に毎月勤労統計調査を公表しました。それによると2025年の実質賃金は、通年で前年マイナス0.3からマイナス1.3%へ拡大しています。このことは物価上昇にたいして賃上げが追いついていないことを示しています。

また、総務省が2月3日に発表した2025年の人口移動報告では、新潟県からの人口が流出する転出超過は6,379人と全国で4番目に多くなっています。新潟県は、私たちとの話し合いの場において、「最低賃金の低さが人口流失の一つの要因になっている」と見解を示しており、新潟労働局も同様に考えを示しています。

この実態を放置するなら、さらに新潟県の人口減少がすすみ、地域経済にとっても大きな影響を及ぼしかねません。このことから次の二点を要請します。

(1) 新潟地方最低賃金1,050円では、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障」には不十分です。私たちの生計費試算調査では、新潟市居住・25歳・単身一人暮らしに必要な最低限の金額は時給で1837円です。

ただちに最低賃金を1,500円以上に再改定してください。

(2) 中小零細企業の経営者からは、最低賃金の引上げと合わせて社会保障費の経営者負担の増加が経営を厳しくさせているとの声が出されています。新潟労働局長と新潟地方最低賃金審議会は、その声に応え、賃上げに必要な中小企業への直接的な支援策を講じるよう、すみやかに県知事への要請を実施してください。

2. 2025年の最低賃金改定では、全国で改定日の遅延や延期がありました。最低賃金法の解説書では、発効日までの期間を「周知のための期間」としています。また、地方審議会は「労働局長に対して最低賃金額の答申を行うこと」が任務であって、その決定権は、あくまで厚生労働省に在籍する都道府県労働局長にあります。現行の地方最低賃金審議会の独自性は保障しながらも、発効日については「10月1日発行の原則を守る」ことを厚生労働省に要請してください。

以上